

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部管理課航空業務管理室  
専門官 南條 新一郎  
03 - 3591 - 6361 (内線5201)



平成22年8月26日

## 緊急安全対策

### ～ 送電線等の航空障害物件に対する情報共有等の徹底 ～

海上保安庁では、平成22年8月23日(月)に開催した航空機安全対策検討委員会第1回会合(委員長:海上保安庁長官)における検討結果に基づき、当面の緊急措置として送電線等の航空障害物件に対する次の対策を講ずることとし全管区に指示した。

1. 管内の航空障害物件の再確認
2. 飛行前ブリーフィングにおける航空障害物件情報の共有
3. 航空障害物件付近の飛行方法の確認
4. 航空障害物件に対する見張りの徹底

#### 1. 管内の航空障害物件の再確認

航空障害物件マップの充実を図るため表記の見直しを行うとともに、各送電線の鉄塔等の写真、図面等をデータベース化などの措置を講ずる。

#### 2. 飛行前ブリーフィングにおける航空障害物件情報の共有

飛行前ブリーフィングにおいて、飛行経路付近の航空障害物件情報の共有を必須事項とする。

#### 3. 航空障害物件付近の飛行方法の確認

航空障害物件から安全な高度、距離を確保した飛行の徹底を図る。

#### 4. 航空障害物件に対する見張りの徹底

両操縦士による見張りの徹底と航空障害物件の相互確認の徹底を図る。また、他の乗組員も見張りに従事し、全ての乗組員相互の意思疎通を図る。